

品川区建築審査会条例

昭和58年3月26日

条例第18号

改正 平成4年3月30日条例第2号 平成7年3月31日条例第16号  
平成13年3月30日条例第2号 平成21年3月31日条例第2号  
平成24年3月26日条例第29号 平成27年3月31日条例第29号  
平成28年3月31日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、品川区建築審査会（以下「審査会」という。）の組織および議事その他審査会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもつて組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(招集)

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、開会日の3日前までに会議の日時、場所および議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

3 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、審査会を招集しなければならない。

(1) 区長から法（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づいて同意を求められたとき。

(2) 法第94条第2項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づいて裁決をするとき。

(3) 区長から諮問があつたとき。

(4) 委員の半数以上から、審査会に付議する事案を示して、招集の請求があつたとき。

4 会長は、必要があると認める場合には、審査会を招集することができる。

3項…一部改正〔平成21年条例2号・27年29号〕

(会議)

第5条 会長は、会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人等の出席)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、学識経験者、関係行政機関の職員その他の参考人等の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

本条…一部改正〔平成24年条例29号〕

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、法第94条第3項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査請求の口頭審査を行う場合を除くほか、裁定の評議その他議長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

- 2 議長は、傍聴人の数を制限することができる。

1項…一部改正〔平成27年条例29号〕

(専門調査員)

第8条 審査会に専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験者または区に勤務する職員のうちから区長が委嘱または任命する。
- 3 専門調査員は、会長の命を受けて専門の事項を調査する。

1項…一部改正〔平成24年条例29号〕

(幹事および書記)

第8条 審査会に幹事および書記を置く。

- 2 幹事および書記は、区に勤務する職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。
- 4 書記は、上司の命を受け、事務に従事する。

1項…一部改正〔平成24年条例29号〕

(参考人等の費用弁償)

第10条 第6条の規定により審査会に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区に勤務する職員がその職務に関して出席した場合には、支給しない。

- 2 費用弁償の種類および額は、別表のとおりとし、支給方法は、区職員の例による。ただし、日当の減額に関する規定は、適用しない。

3 前2項の規定により支給する費用のほか、鑑定料その他特に必要な経費については、その実費を弁償することができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、都市環境部住宅課において処理する。

本条…一部改正〔平成4年条例2号・13年2号・21年2号・24年29号・27年29号〕

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が定める。

付 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則（平成4年3月30日条例第2号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成7年3月31日条例第16号）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 改正後の品川区建築審査会条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する品川区建築審査会への参考人等の出席（以下「審査会への出席」という。）ならびに施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する審査会への出席のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該審査会への出席のうち施行日前の期間に対応する分および施行日前に完了した審査会への出席については、なお従前の例による。

付 則（平成13年3月30日条例第2号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日条例第2号抄）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月26日条例第29号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日条例第25号）

別表 (第10条関係)

種類	金額	摘要
日当	3,000円	1日につき
鉄道賃	実費額	路程に応じ最上級の運賃（寝台料金および急行料金を含む。）
航空賃	実費額	最上級の運賃
船賃	実費額	最上級の運賃（寝台料金を含む。）
車賃	実費額	
	3,000円	船、飛行機を利用した場合に限る。1夜につき
宿泊料	14,800円	1夜につき

本表…全部改正〔平成7年条例16号〕